

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>基幹放送用周波数使用計画</u></p> <p>第1 総 則</p> <p>1 この計画の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令並びに<u>基幹放送普及計画</u>の定めるところによるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>(1) 「周波数等」とは、周波数、その周波数に係る電波の送信場所及び空中線電力をいう。</p> <p>(2) 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす<u>基幹放送局</u>をいう。</p> <p>(3) 「中継局」とは、親局以外の<u>基幹放送局</u>をいう。</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>各基幹放送局</u>に使用させることができる周波数帯の中央の周波数（中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 中波放送</p> <p style="padding-left: 4em;">5 3 1 k H z から 1 6 0 2 k H z までの 9 k H z 間隔の周波数</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 超短波放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成15年総務省令第26号）によるものを除く。））</p>	<p style="text-align: center;"><u>放送用周波数使用計画</u></p> <p>第1 総 則</p> <p>1 この計画の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令並びに<u>放送普及基本計画</u>の定めるところによるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす<u>放送局</u>をいう。</p> <p>(3) 「中継局」とは、親局以外の<u>放送局</u>をいう。</p> <p>2 （同左）</p> <p>(1) （同左）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>各放送局</u>に使用させることができる周波数帯の中央の周波数（中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア （同左）</p> <p style="padding-left: 4em;">（同左）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ （同左）</p>

76. 1MHzから89.9MHzまでの0.1MHz  
間隔の周波数

ウ テレビジョン放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）

(ア) 地上基幹放送

90MHzから108MHzまで、170MHzから  
194MHzまで、192MHzから222MHzまで  
、470MHzから770MHzまで及び12.092  
GHzから12.200GHzまでの周波数をそれぞれ  
6MHzの間隔に区分し、その区分した各周波数帯に低  
いものから順に付した1からの一連の番号

(イ) 衛星基幹放送

次の表の周波数に対応する番号

チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)
5	11.80420
7	11.84256
11	11.91928

エ デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル  
放送に関する送信の標準方式によるものに限る。）

(ア) 470MHzから770MHzまでの周波数を使用す  
る地上系によるテレビジョン放送中央の周波数473.  
142857+6iMHz（iは0から49までの整数  
）に対応するチャンネル番号は、13+i

（削る）

（同左）

ウ （同左）

(ア) 地上系による放送

（同左）

(イ) 衛星系による放送

次の表の周波数に対応する番号

チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)
（同左）	（同左）
（同左）	（同左）
<u>9</u>	<u>11.88092</u>
（同左）	（同左）

エ （同左）

(ア) （同左）

(イ) 2, 630MHzから2, 655MHzまでの周波数  
を使用する衛星系による超短波放送（電波法施行規則（

(イ) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7 GHzから12.2 GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数（以下「放送衛星業務用の周波数」という。）を使用して衛星基幹放送を行う衛星によるもの

チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)
1	11.72748
3	11.76584
5	11.80420
7	11.84256
9	11.88092
11	11.91928
13	11.95764
15	11.99600
17	12.03436
19	12.07272
21	12.11108
23	12.14944

(削除)

昭和25年電波監理委員会規則第14号)第2条第1項第28の18号に規定する衛星補助放送を含む。)

中央の周波数 2,642.5 MHz

(ウ) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7 GHzから12.2 GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数（以下「放送衛星業務用の周波数」という。）を使用して受託国内放送を行う衛星によるもの

チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)

(エ) 人工衛星 JCSAT-3A、JCSAT-4及びJCSAT-Rによるもの

中央の周波数12.50800+0.01500 pGHz (pは0から15までの整数)に対応するチャンネル番号は、

(削除)

(ウ) 人工衛星N—SAT—110によるもの

中央の周波数 $12.291 + 0.04000r$  GHz ( $r$ は0から11までの整数)に対応するチャンネル番号は、 $N - D(2r + 2)$

(2) 送信場所

(1)に規定する周波数の電波を送信することができる場所(衛星系の基幹放送については、対地静止衛星軌道上の経度)。ただし、特に必要と認められる場合は、この計画と異なる場所を個別に定めることができるものとする。

(3) 空中線電力

各基幹放送局に使用させることのできる最大の空中線電力(第6において「U」の表示を付したものはUHF帯の周波数に係るものを示す)。

3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、6から13までに規定するものを除き、第2から第11までに定めるとおりとする。

4 標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。6

JD (p + 1)

中央の周波数 $12.26800 + 0.02000p$  GHz ( $p$ は0から11までの整数)に対応するチャンネル番号は、

JD (p + 17)

(オ) 人工衛星JCSAT—4Aによるもの

中央の周波数 $12.50800 + 0.01500p$  GHz ( $p$ は0から15までの整数)に対応するチャンネル番号は、

JD (p + 1)

(カ) (同左)

(2) (同左)

(1)に規定する周波数の電波を送信することができる場所(衛星系の放送については、対地静止衛星軌道上の経度)。ただし、特に必要と認められる場合は、この計画と異なる場所を個別に定めることができるものとする。

(3) (同左)

各放送局に使用させることのできる最大の空中線電力(第6において「U」の表示を付したものはUHF帯の周波数に係るものを示す)。

3 (同左)

4 標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。6(4)

(4)及び(5)並びに14(3)において同じ。))を行う基幹放送局(SHF帯の周波数を使用するものを除く。)による周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものの変更前の周波数の使用期限は、第6に定めるとおりとする。

5 テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う基幹放送局による53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は、テレビジョン放送以外の用途で使用する周波数を確保するため、平成24年7月24日までに限る。

6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

(1) 中波放送を行う1kW未満の中継局

(2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局

(3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)

(4) 標準テレビジョン放送(地上系)を行う10W以下(UHF帯又はSHF帯の周波数を使用するものについては30W以下)の中継局(ただし、当該中継局であつて、テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放

及び(5)並びに14(3)において同じ。))を行う放送局(SHF帯の周波数を使用するものを除く。)による周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものの変更前の周波数の使用期限は、第6に定めるとおりとする。

5 テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う放送局による53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は、テレビジョン放送以外の用途で使用する周波数を確保するため、平成24年7月24日までに限る。

6 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

(3) (同左)

(4) (同左)

送に関する送信の標準方式によるものに限る。) ) に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものは別に定める。)

(5) テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う3W以下の中継局(ただし、当該中継局の周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものは別に定める。)

7 4に規定するもののほか、中継局の周波数等については、周波数等の変更に伴う基幹放送の円滑な実施を確保するためその他特別な理由がありやむを得ないと認められる場合には、他に支障を与えず、かつ、合理的と認められる範囲内に限り、当分の間、この計画と異なる周波数等を個別に定めることができるものとする。

8 多重放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、基幹放送普及計画で定める放送対象地域ごとの放送系の数の目標の範囲内において、その基幹放送局が設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局の周波数等と同一(標準テレビジョン音声多重放送又は音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上系の基幹放送局の空中線電力は、その基幹放送局が設備を共用する標準テレビジョン放送を行う基幹放送局の音声の送信に係る空中線電力と同一)のものとする。

9 国際放送及び中継国際放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、電波伝搬の特性等を勘案して個別に定

(5) テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う3W以下の中継局(ただし、当該中継局の周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系)を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものは別に定める。)

7 4に規定するもののほか、中継局の周波数等については、周波数等の変更に伴う放送の円滑な実施を確保するためその他特別な理由がありやむを得ないと認められる場合には、他に支障を与えず、かつ、合理的と認められる範囲内に限り、当分の間、この計画と異なる周波数等を個別に定めることができるものとする。

8 多重放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等は、放送普及基本計画で定める放送対象地域ごとの放送系の数の目標の範囲内において、その放送局が設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送局の周波数等と同一(標準テレビジョン音声多重放送又は音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上系の放送局の空中線電力は、その放送局が設備を共用する標準テレビジョン放送を行う放送局の音声の送信に係る空中線電力と同一)のものとする。

9 国際放送及び中継国際放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等は、電波伝搬の特性等を勘案して個別に定める

めるものとする。この場合において、周波数は次の周波数帯のなかから選定するものとする。

5950kHzから6200kHzまで、7100kHzから7300kHzまで、9500kHzから9900kHzまで、11650kHzから12050kHzまで、13600kHzから13800kHzまで、15100kHzから15600kHzまで、17550kHzから17900kHzまで、21450kHzから21850kHzまで及び25670kHzから26100kHzまでの周波数

10 内外放送を行う基幹放送局の周波数等は、その円滑な実施を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

なお、3.6GHzから4.2GHzまでの周波数を使用する内外放送については、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状況を確保できない場合がある。

11 コミュニティ放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、原則として、周波数は次の周波数のなかから選定し、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとする。

76.1MHz、76.2MHz、76.3MHz、76.4MHz、76.5MHz

(削除)

ものとする。この場合において、周波数は次の周波数帯のなかから選定するものとする。

5950kHzから6200kHzまで、7100kHzから7300kHzまで、9500kHzから9900kHzまで、11650kHzから12050kHzまで、13600kHzから13800kHzまで、15100kHzから15600kHzまで、17550kHzから17900kHzまで、21450kHzから21850kHzまで及び25670kHzから26100kHzまでの周波数

10 受託内外放送を行う放送局の周波数等は、その円滑な実施を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

なお、3.6GHzから4.2GHzまでの周波数を使用する受託内外放送については、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状況を確保できない場合がある。

11 コミュニティ放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、原則として、周波数は次の周波数のなかから選定し、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとする。

76.1MHz、76.2MHz、76.3MHz、76.4MHz、76.5MHz

12 衛星補助放送を行う放送局に使用させることのできる周波数は、当該放送局に係る同一人に属する人工衛星に開設する放送局の周波数と同一のものとし、送信場所及び空中線電力は、当該人工衛星に開設する放送局による放送を受信することが困難な区域において当該放送の受信の改善を図るため合理的と認め

12 試験放送を行う基幹放送局及び臨時かつ一時の目的のための基幹放送を行う基幹放送局であつてその開設が必要と認められるものの周波数等は、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

13 以上のほか、基幹放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。

(1) 801kHz、1026kHz、1062kHz、1161kHz、1341kHz、1359kHz、1485kHz、1539kHz、1557kHz、1584kHz及び1602kHzの周波数は、空中線電力1kW以下の中継局に使用させるものとする。

(2) テレビジョン放送を行う基幹放送局による1チャンネルから12チャンネルまでの周波数の使用は平成23年7月24日まで、53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は平成24年7月24日までに限る。

(3) 63チャンネルから80チャンネルまでのテレビジョン放送の周波数は、高層建築物等による標準テレビジョン放送（地上系）の受信障害の解消を目的とする基幹放送局に使用させるものとする。なお、当該基幹放送局による周波数の使用は、当該基幹放送局が再送信する標準テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局による周波数の使用期限（当該基幹放送局が再送信する標準テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局が再送信する標準テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局がテレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送

られる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

13 試験放送を行う放送局及び臨時かつ一時の目的のための放送を行う放送局であつてその開設が必要と認められるものの周波数等は、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

14 以上のほか、放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。

(1) （同左）

(2) テレビジョン放送を行う放送局による1チャンネルから12チャンネルまでの周波数の使用は平成23年7月24日まで、53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は平成24年7月24日までに限る。

(3) 63チャンネルから80チャンネルまでのテレビジョン放送の周波数は、高層建築物等による標準テレビジョン放送（地上系）の受信障害の解消を目的とする放送局に使用させるものとする。なお、当該放送局による周波数の使用は、当該放送局が再送信する標準テレビジョン放送（地上系）を行う放送局による周波数の使用期限（当該放送局が再送信する標準テレビジョン放送（地上系）を行う放送局が再送信する標準テレビジョン放送（地上系）を行う放送局がテレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関



等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。) ) に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のある場合にあつては、変更後の周波数の使用期限とする。) までに限り、当該基幹放送局による周波数の使用期限後に使用させることができる周波数(76チャンネルから80チャンネルまでの周波数を除く。)は、テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局には使用させないものとする。

- (4) 中波放送については、必要と認められる場合には、指向性空中線及び次に掲げる基準に合致する同期放送方式を使用させることができるものとする。

相互に同期放送の関係にある基幹放送局は、同時に同一番組を放送するものであつて、相互に同期放送の関係にある基幹放送局の搬送周波数の差が0.1Hzを超えて変わらないものであること。

- (5) 超短波放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。))

ア 必要と認められる場合には、指向性空中線、俯角付き空中線及び垂直偏波を使用させることができるものとする。

イ 基幹放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号)第7条第1項第2号による送信空中線の設置場所の制限に対する同条第2項の適用については、他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接して設置するよりも近接していない場所に設置した方が、電波の公平かつ能率的な利用の観点から実情に則していると認められる場合とする。

する送信の標準方式によるものに限る。) ) に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のある場合にあつては、変更後の周波数の使用期限とする。

) までに限り、当該放送局による周波数の使用期限後に使用させることができる周波数(76チャンネルから80チャンネルまでの周波数を除く。)は、テレビジョン放送(地上系)を行う放送局には使用させないものとする。

- (4) 中波放送については、必要と認められる場合には、指向性空中線及び次に掲げる基準に合致する同期放送方式を使用させることができるものとする。

相互に同期放送の関係にある放送局は、同時に同一番組を放送するものであつて、相互に同期放送の関係にある放送局の搬送周波数の差が0.1Hzを超えて変わらないものであること。

- (5) (同左)

ア (同左)

イ 放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号)第7条第1項第2号による送信空中線の設置場所の制限に対する同条第2項の適用については、他の放送局の送信空中線の設置場所に近接して設置するよりも近接していない場所に設置した方が、電波の公平かつ能率的な利用の観点から実情に則していると認められる場合とする。

(6) 標準テレビジョン放送（地上系）については、必要と認められる場合には、指向性空中線、垂直偏波及び次に掲げる基準に合致するオフセットキャリア方式、精密オフセットキャリア方式、超精密オフセットキャリア方式及び同期放送方式を使用させることができるものとする。

(ア) オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から $\pm 1000\text{ Hz}$ を超え変わらないものであつて、相互にオフセットキャリア方式の関係にある基幹放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、 $10\text{ kHz}$ 又は $20\text{ kHz}$ の差を有するものであること。

(イ) 精密オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から $\pm 2.5\text{ Hz}$ を超えて変わらないものであつて、相互に精密オフセットキャリア方式の関係にある基幹放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、 $10.010\text{ kHz}$ 又は $20.020\text{ kHz}$ の差を有するものであること。

(ウ) 超精密オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から $\pm 1\text{ Hz}$ を超えて変わらないものであつて、相互に超精密オフセットキャリア方式の関係にある基幹放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、 $2.592\text{ kHz}$ 、 $10.010\text{ kHz}$ 、 $12.602\text{ kHz}$ 、 $20.020\text{ kHz}$ 、 $22.612\text{ kHz}$ 又は $25.204\text{ kHz}$ の差を有するものであること。

(エ) 同期放送方式においては、相互に同期放送の関係にある基幹放送局は、同時に同一番組を放送するものであつて、かつ、その映像信号搬送波の周波数の差が $0.2\text{ Hz}$ を超

(6) (同左)

(ア) オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から $\pm 1000\text{ Hz}$ を超え変わらないものであつて、相互にオフセットキャリア方式の関係にある放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、 $10\text{ kHz}$ 又は $20\text{ kHz}$ の差を有するものであること。

(イ) 精密オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から $\pm 2.5\text{ Hz}$ を超えて変わらないものであつて、相互に精密オフセットキャリア方式の関係にある放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、 $10.010\text{ kHz}$ 又は $20.020\text{ kHz}$ の差を有するものであること。

(ウ) 超精密オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から $\pm 1\text{ Hz}$ を超えて変わらないものであつて、相互に超精密オフセットキャリア方式の関係にある放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、 $2.592\text{ kHz}$ 、 $10.010\text{ kHz}$ 、 $12.602\text{ kHz}$ 、 $20.020\text{ kHz}$ 、 $22.612\text{ kHz}$ 又は $25.204\text{ kHz}$ の差を有するものであること。

(エ) 同期放送方式においては、相互に同期放送の関係にある放送局は、同時に同一番組を放送するものであつて、かつ、その映像信号搬送波の周波数の差が $0.2\text{ Hz}$ を超えて

えて変わらないものであること。

第2 中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送（広域放送）

（略）

(2) 総合放送（県域放送）

（略）

(3) 教育放送

（略）

2 基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園以外の基幹放送事業者をいう。以下同じ。）の放送

(1) 広域放送

（略）

(2) 県域放送

（略）

第3 短波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

基幹放送事業者の放送

第4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

総合放送

変わらないものであること。

第2 中波放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送（広域放送）

（同左）

(2) 総合放送（県域放送）

（同左）

(3) 教育放送

（同左）

2 一般放送事業者の放送

(1) 広域放送

（同左）

(2) 県域放送

（同左）

第3 短波放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等

一般放送事業者の放送

第4 超短波放送（地上系）を行う放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

総合放送

(略)

- 2 放送大学学園の放送  
教育放送

(略)

- 3 基幹放送事業者の放送

- (1) 圏域放送

(略)

- (2) 外国語放送

(略)

(削除)

(同左)

- 2 放送大学学園の放送  
教育放送

(同左)

- 3 一般放送事業者の放送

- (1) 圏域放送

(同左)

- (2) 外国語放送

(同左)

第5 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

- 1 日本放送協会の放送

- (1) 総合放送（広域放送）

(略)

- (2) 総合放送（圏域放送）

(略)

(注1) 「南大東」に置局する基幹放送局については、本表にかかわらず、衛星基幹放送局を親局とすることができる。

第5 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、2, 630MHzから2, 655MHzの周波数を使用する衛星系の超短波放送の国内放送に限る。）を行う放送局に使用させることのできる周波数等（注1）（注2）  
(略)

第6 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局に使用させることのできる周波数等

- 1 日本放送協会の放送

- (1) 総合放送（広域放送）

(同左)

- (2) 総合放送（圏域放送）

(同左)

(注1) 「南大東」に置局する放送局については、本表にかかわらず、放送衛星局を親局とすることができる。

(注2)～(注4) (略)

(3) 教育放送

(略)

(注1) 「南大東」に置局する基幹放送局については、本表にかかわらず、衛星基幹放送局を親局とすることができる。

(注2)～(注4) (略)

2 放送大学学園の放送

(略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送(広域放送)

(略)

(2) 総合放送(県域放送)

(略)

第6 テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送(広域放送)

(略)

(注1) (略)

(注2) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。))を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2)～(注4) (同左)

(3) 教育放送

(同左)

(注1) 「南大東」に置局する放送局については、本表にかかわらず、放送衛星局を親局とすることができる。

(注2)～(注4) (同左)

2 放送大学学園の放送

(同左)

3 一般放送事業者の放送

(1) 総合放送(広域放送)

(同左)

(2) 総合放送(県域放送)

(同左)

第7 テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う放送局に使用させることができる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送(広域放送)

(同左)

(注1) (同左)

(注2) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。))を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

とする。

(2) 総合放送（県域放送）

（略）

（注1） これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

（注2） （略）

(3) 教育放送

（略）

（注1） これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

（注2） （略）

2 放送大学学園の放送

（略）

（注） これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(2) 総合放送（県域放送）

（同左）

（注1） これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

（注2） （同左）

(3) 教育放送

（同左）

（注1） これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

（注2） （同左）

2 放送大学学園の放送

（同左）

（注） これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

する。

### 3 基幹放送事業者の放送

#### (1) 総合放送（広域放送）

（略）

（注） これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

#### (2) 総合放送（県域放送）

（略）

（注1） これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

（注2）～（注7） （略）

第7 標準テレビジョン放送による放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送（標準テレビジョン放送等のデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（注1）

放送対象地域	送信場所（人工衛星）	周波数（チャンネル番）	空中線電力（k w）
--------	------------	-------------	------------

### 3 一般放送事業者の放送

#### (1) 総合放送（広域放送）

（同左）

（注） これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

#### (2) 総合放送（県域放送）

（同左）

（注1） これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

（注2）～（注7） （同左）

第8 標準テレビジョン放送による放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送（標準テレビジョン放送等のデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）を行う放送局に使用させることのできる周波数等（注1）

放送対象地域	送信場所（人工衛星）	周波数（チャンネル番）	空中線電力（k w）
--------	------------	-------------	------------

		号)	
全 国	東経110度 (放送衛星業務用の周波数を使用して衛星基幹放送を行う衛星)	5 7 11 (注2)	0. 1 2

(注1)・(注2) (略)

第8 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等(注1)(注2)

放送対象地域	送信場所(人工衛星)	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kw)
全 国	東経110度 (放送衛星業務用の周波数を使用して衛星基幹放送を行う衛星)	1 3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23 (注2)	0. 1 2

(注1)・(注2) (略)

(削除)

		号)	
全 国	東経110度 (放送衛星業務用の周波数を使用して受託国内放送を行う衛星)	5 7 11 (注2)	0. 1 2

(注1)・(注2) (同左)

第9 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送に限る。)を行う放送局に使用させることのできる周波数等(注1)(注2)

放送対象地域	送信場所(人工衛星)	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kw)
(同 左)	東経110度 (放送衛星業務用の周波数を使用して受託国内放送を行う衛星)	(同左)	(同左)

(注1)・(注2) (同左)

第10 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送に限る。)による受託国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等(放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送のうち放送衛星業務用の周波数を使用して国内放送又は受託国内放送をする無線局が開設されている人工衛星と同一の軌道又は位置にある人工衛星に開設す



る無線局により行われるデジタル放送（以下「放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送」という。）以外のデジタル放送。）（注1）（注2）

放送対象地域	送信場所(人工衛星)	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kw)	
全 国	東経128度 (JCSAT-3A)	J D 1 J D 2	0. 1 2 7	
		J D 3 J D 4		
		J D 5 J D 6		
		J D 7 J D 8		
		J D 9 J D 10		
		J D 11 J D 12		
		J D 13 J D 14		
		J D 15 J D 17		
		J D 21 J D 22		
		J D 24 J D 25		
		J D 1 (注3)		0. 0 6 0
		J D 2 (注3)		
		J D 3 (注3)		
		J D 4 (注3)		
J D 5 (注3)				
J D 6 (注3)				
J D 7 (注3)				
J D 8 (注3)				
J D 9 (注3)				
J D 10 (注3)				
J D 11 (注3)				

全 国 東経128度  
(JCSAT-R)

- J D12 (注3)
- J D13 (注3)
- J D14 (注3)
- J D15 (注3)
- J D17 (注3)
- J D21 (注3)
- J D22 (注3)
- J D24 (注3)
- J D25 (注3)
- J D 1 (注3)
- J D 2 (注3)
- J D 3 (注3)
- J D 4 (注3)
- J D 5 (注3)
- J D 6 (注3)
- J D 7 (注3)
- J D 8 (注3)
- J D 9 (注3)
- J D10 (注3)
- J D11 (注3)
- J D12 (注3)
- J D13 (注3)
- J D14 (注3)
- J D15 (注3)
- J D17 (注3)
- J D21 (注3)

0. 1 2 7

		<u>J D22 (注3)</u>	
		<u>J D24 (注3)</u>	
		<u>J D25 (注3)</u>	
<u>全 国</u>	<u>東経124度</u>	<u>J D 1 (注4)</u>	<u>0. 0 6 0</u>
	<u>(JCSAT-4)</u>	<u>J D 2 (注4)</u>	
		<u>J D 3 (注4)</u>	
		<u>J D 4 (注4)</u>	
		<u>J D 5 (注4)</u>	
		<u>J D 6 (注4)</u>	
		<u>J D 7 (注4)</u>	
		<u>J D 8 (注4)</u>	
		<u>J D 9 (注4)</u>	
		<u>J D10 (注4)</u>	
		<u>J D11 (注4)</u>	
		<u>J D12 (注4)</u>	
		<u>J D13 (注4)</u>	
		<u>J D14 (注4)</u>	
		<u>J D15 (注4)</u>	
		<u>J D16 (注4)</u>	
<u>全 国</u>	<u>東経124度</u>	<u>J D 1 J D 2</u>	<u>0. 0 7 5</u>
	<u>(JCSAT-4A)</u>	<u>J D 3 J D 4</u>	
		<u>J D 5 J D 6</u>	
		<u>J D 7 J D 8</u>	
		<u>J D 9 J D10</u>	
		<u>J D11 J D12</u>	
		<u>J D13 J D14</u>	

全 国	東経124度 (JCSAT-R)	J D 15	J D 16	0. 1 2 7
		J D 1 (注4)		
		J D 2 (注4)		
		J D 3 (注4)		
		J D 4 (注4)		
		J D 5 (注4)		
		J D 6 (注4)		
		J D 7 (注4)		
		J D 8 (注4)		
		J D 9 (注4)		
		J D 10 (注4)		
		J D 11 (注4)		
		J D 12 (注4)		
		J D 13 (注4)		
		J D 14 (注4)		
		J D 15 (注4)		
J D 16 (注4)				

(注1) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) J D 17、J D 18、J D 21、J D 22、J D 24又はJ D 25の周波数を使用する場合は、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。

(注3) この周波数の使用は、故障等により人工衛星JCSAT-3Aによる受託国内放送を行う放送局による運用が困難な場合とする。

第9 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。）（注1）（注2）

放送対象地域	送信場所（人工衛星）	周波数（チャンネル番号）	空中線電力（kw）
全 国	東経110度 (N-SAT-110)	ND 2 ND 4 ND 6 ND 8 ND10 ND12 ND14 ND16 ND18 ND20 ND22 ND24	0. 1 2 0
全 国	東経110度 (N-SAT-110R)	ND 2（注3） ND 4（注3） ND 6（注3） ND 8（注3） ND10（注3） ND12（注3） ND14（注3） ND16（注3） ND18（注3）	0. 1 2 2

（注4） この周波数の使用は、故障等により人工衛星JCS AT-4Aによる受託国内放送を行う放送局による運用が困難な場合とする。

第11 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送に限る。）による受託国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。）（注1）（注2）

放送対象地域	送信場所（人工衛星）	周波数（チャンネル番号）	空中線電力（kw）
(同 左)	(同左)	(同左)	(同左)

	ND20 (注3)	
--	-----------	--

	ND22 (注3)	
--	-----------	--

	ND24 (注3)	
--	-----------	--

(注1) ・ (注2) (略)

(注3) この周波数の使用は、故障等により人工衛星 N-SAT-110 による基幹放送局による運用が困難な場合とする。

--	--	--	--

(注1) ・ (注2) (同左)